

住宅等の低炭素化促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入拡大、住宅の省エネルギー化の推進及び災害時に活用可能な自立・分散型エネルギーの導入促進を目的として本市が実施する住宅等の低炭素化促進補助金（以下「補助金」という。）の交付手続き等に関する基本的事項を定めることにより、補助金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。なお、補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「既存住宅」とは、第6条第1項第1号イの規定により提出する書類において、種類が居宅等である住宅をいう。ただし、住宅の敷地内のカーポート、車庫及び物置は当該住宅の一部とみなす。
- (2) 「築10年超住宅」とは、第6条第1項第1号イの規定により提出する登記事項証明書において、平成23年4月1日以前に建築されたことが確認できる住宅又は同規定により提出する固定資産の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書において、平成22年以前に建築されたことが確認できる住宅をいう。
- (3) 「太陽電池の最大出力」とは、日本産業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示）をいうものとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。
- (4) 「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」とは、次の要件を全て満たす住宅をいう。
 - ア 平成28年省エネ基準に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（ U_A 値）が0.6以下であること。
 - イ 平成28年省エネ基準に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率（ η_{AC} 値）が2.8以下であること。
 - ウ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること。
 - エ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による削減分を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
 - オ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による削減分を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
- (5) 「ZEH+」とは、前号アからウ及びオに加え、次の要件をすべて満たすとともに、第6条第1項第2号イ及びウの規定により提出する書類並びに第14条第1項第2号サ及びシの規定により提出する書類において、そのことを確認できる住宅をいう。
 - ア 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による削減分を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
 - イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれか2項目以上を満たすこと。

- (ア) 前号アに定める外皮平均熱貫流率 (U_A 値) が 0.5 以下であること。
- (イ) 次号に定める HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房、給湯設備等を制御可能であること。
- (ウ) 太陽光発電設備により発電した電力を電気自動車等に充電する設備又は第 7 号に定める V 2 H 充放電設備を設置し、住宅の敷地内において使用可能としていること。
- (6) 「HEMS」とは、家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するシステムをいう。
- (7) 「V 2 H 充放電設備 (以下「V 2 H」という。）」とは、電気自動車等と住宅等との間で電力を充放電することを可能とする設備をいう。
- (8) 「Z E H等を構成する設備」とは、Z E H又はZ E H+に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備 (本市の補助を受ける家庭用燃料電池システムを除く。)、換気設備、再生可能エネルギー発電設備及びHEMSであって、次号に定める国Z E H支援事業において指定された条件を満たすものをいう。
- (9) 「国Z E H支援事業」とは、経済産業省、国土交通省又は環境省がZ E Hの普及促進を目的として実施する補助事業のことをいう。
- (10) 「蓄電容量」とは、国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電システムの蓄電容量(kWh 表示)をいうものとし、小数点以下第 1 位未満は切り捨てる。
- (11) 「補助対象経費」とは、第 4 条で定める対象システムの購入及び設置に要する経費とし、別に定める。

(補助金の交付対象)

第 3 条 補助金は、次の各号に定める事業 (以下「補助事業」という。) を実施する者 (以下「補助事業者」という。) に対し、予算の範囲内で交付する。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる者を除く。なお、補助金の交付は、補助対象経費の範囲内とする。

- (1) 太陽光発電設備、蓄電システム及びHEMSを一体的に既存住宅に導入する事業
 - (2) Z E H若しくはZ E H+を建築する事業又は新築のZ E H若しくはZ E H+を購入する事業
 - (3) 前号に規定するZ E H+に加えて蓄電システムを導入する事業
 - (4) V 2 Hを住宅、事業所に導入又は導入された住宅、事業所を購入する事業
- 2 補助事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- (1) 前項第 1 号及び第 4 号に定める補助事業の補助事業者
個人 (個人事業主及び建物の区分所有等に関する法律 (昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。) 第 25 条第 1 項に規定する管理者 (以下「管理組合の管理者」という。) を含む。以下同じ。) 若しくは法人 (区分所有法第 47 条第 1 項に規定する管理組合法人 (以下「管理組合法人」という。) を含む。以下同じ。) 又は補助事業

に係る住宅を第三者に賃貸する個人若しくは法人

(2) 前項第 2 号及び 3 号に定める補助事業の補助事業者

個人（管理組合の管理者を除く。）又は法人

- 3 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助事業者になることができない。
- 4 補助事業者は、個人の場合は第 14 条第 1 項第 1 号ア又は同項第 4 号アの規定により提出する住民票又は住民票記載事項証明書の写しにおいては現住所が名古屋市内、同項第 2 号アの規定により提出する住民票又は住民票記載事項証明書の写しにおいては現住所が補助事業に係る住宅となっていなければならない。ただし、補助事業者が名古屋市外に在住しており、家族等が補助対象設備を設置する住宅に居住している場合は、この限りでない。また、法人の場合は第 6 条第 1 項第 1 号ウ又は同項第 4 号イの規定により提出する登記事項証明書の写しにおいては本店又は主たる事務所が名古屋市内、第 14 条第 1 項第 2 号イの規定により提出する登記事項証明書においては本店又は主たる事務所が補助事業に係る住宅となっていなければならない。
- 5 補助事業に係る住宅は、名古屋市内において居宅又は集合住宅として使用されるものとし、事業所は所在地が名古屋市内のものとする。ただし、対象システムを設置する住宅及び事業所が補助事業者の所有物でない場合は、設置について所有者の承諾を受けている場合に限る。

（対象システム）

第 4 条 対象システムは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める全ての要件に適合したものとする。

(1) 前条第 1 項第 1 号に定める補助事業に係る太陽光発電設備

ア 太陽電池モジュールを住宅の屋根等に設置するもの

イ 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電設備が設置される住宅において消費されるもの

ウ 配線方法が余剰配線であること（全量配線でないこと。）。

エ 未使用品のもの（移設されたもの、同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外）

オ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）

(2) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号に定める補助事業に係る蓄電システム

ア 常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該住宅で消費するもの

イ 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。

ウ 未使用品のもの

エ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）

(3) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める補助事業に係る HEMS

- ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象機器であること。
 - イ 未使用品のもの
 - ウ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）
- (4) 前条第1項第2号に定める補助事業に係るZEH及びZEH+を構成する設備
- ア 当該設備を設置する住宅が令和3年度に国ZEH支援事業における補助金の交付を受ける戸建住宅であること。
 - イ 未使用品のもの
 - ウ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）
- (5) 前条第1項第4号に定める補助事業に係るV2H
- ア 国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。
 - イ V2Hを設置する住宅、事業所に太陽光発電設備が設置されていること。設置されていない場合は、V2H設置工事と同時に設置すること。
 - ウ イの太陽光発電設備と連系すること。
 - エ 未使用品のもの
 - オ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）

(補助金の額)

第5条 第3条第1項第1号に定める補助事業の補助金の額は、次の各号で定める太陽光発電設備、蓄電システム及びHEMSに係る補助金の額を合計した額とする。

(1) 太陽光発電設備

ア 第6条第1項第1号イ又はオの規定により提出する書類において、共同住宅であると確認できる住宅に太陽光発電設備を導入する場合又は管理組合の管理者若しくは管理組合法人が太陽光発電設備を導入する場合の補助金の額は、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（9.99kWを超える場合にあっては、9.99kW）に2万5千円を乗じて得た額とする。

イ アに定める場合を除く太陽光発電設備に係る補助金の額は、対象設備を構成する太陽電池の最大出力（6.5kWを超える場合にあっては、6.5kW）に2万円を乗じて得た額とする。ただし、築10年超住宅に導入する場合は、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（6.5kWを超える場合にあっては、6.5kW）に3万円を乗じて得た額とする。

(2) 蓄電システムに係る補助金の額は、対象システムの蓄電容量（6kWhを超える場合にあっては、6kWh）に1万5千円を乗じて得た額とする。

(3) HEMSに係る補助金の額は、1件当たり1万円とする。

2 第3条第1項第2号に定める補助事業に係る補助金の額は、ZEHを建築又は購入する場合は1件当たり10万円、ZEH+を建築又は購入する場合は1件当たり20万円とする。

3 第3条第1項第3号に定める補助事業に係る補助金の額は、1件当たり9万円とする。

4 第3条第1項第4号に定める補助事業に係る補助金の額は、1件当たり5万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、別に定める期間内に補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号に定める補助事業

- ア 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し
- イ 対象システムを設置する住宅の登記事項証明書、固定資産の評価証明書又は固定資産税の課税明細書（登記事項証明書は交付申請書を受け付けた日前6か月以内のもの。固定資産の評価証明書及び固定資産税の課税明細書は交付申請書の提出に係る年度のもの。写しも可とする。）
- ウ 法人の登記事項証明書（交付申請書を受け付けた日前6か月以内のもの。法人が申請する場合に限る。写しも可とする。）
- エ 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料（管理組合の管理者が申請する場合に限る。）
- オ 現況のカラー写真（対象システムを設置する住宅の部分及び住宅全体の写真）
- カ 設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図
- キ 対象システムを設置する住宅の場所を示す地図
- ク 「なごや太陽光倶楽部」入会申込書（個人（個人事業主及び管理組合の管理者を除く。）が戸建住宅に太陽光発電設備を設置する場合に限る。）
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 第3条第1項第2号に定める補助事業

- ア 補助事業に係る住宅の工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し
- イ 国ZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し又はこれと同等と認められる書類
- ウ 国ZEH支援事業の交付決定通知書等の写し（国ZEH支援事業の交付決定を受けたことが分かる書類）
- エ 現況のカラー写真（新築の場合は建築予定地の写真、建売の場合は住宅全体の写真）
- オ 建築予定地又は住宅の場所を示す地図
- カ 「なごや太陽光倶楽部」入会申込書（個人（個人事業主及び管理組合の管理者を除く。）がZEHを建築又は購入する場合に限る。）
- キ その他市長が必要と認める書類

(3) 第3条第1項第3号に定める補助事業

- ア 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し（前号アに定める書類と同一の場合は不要）
- イ その他市長が必要と認める書類

(4) 第3条第1項第4号に定める補助事業

- ア 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し
- イ 法人の登記事項証明書（交付申請書を受け付けた日前6か月以内のもの。法人が申請する場合に限る。写しも可とする。）
- ウ 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料（管理組合の管理者が申請する場合に限る。）
- エ 現況のカラー写真（対象システムを設置する住宅等の部分及び全体の写真）
- オ 対象システムを設置する住宅等の場所を示す地図
- カ その他市長が必要と認める書類

- 2 本要綱における補助を実施する一の年度において、補助金を受けることができる回数は、補助事業それぞれにつき1人1回とする。ただし、異なる住宅等において補助事業を実施する場合を除く。
- 3 同一の対象システムについて、重複して補助金を受けることはできないものとする。
- 4 交付申請書は、郵送により提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（交付の決定及び不交付の決定）

- 第7条 市長は、先着順に交付申請書を受け付けるものとするが、受け付けた交付申請書に係る補助金交付申請額の総額が予算の範囲を超えた日（以下「終了日」という。）をもって当該補助事業の受付を終了する。なお、終了日に複数の交付申請書を受け付けた場合は、次条に定める抽選により交付対象とする申請者を決定する。
- 2 市長は、受け付けた交付申請書について、速やかにその内容を審査し、補助金の交付について決定する。
 - 3 市長は、補助金を交付する決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、また、補助金を交付しない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。
 - 4 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

（抽選）

- 第8条 市長は、抽選を行う場合は、くじ引きによる抽選を公開で行い順位を決め、予算の範囲を超えない順位までを補助金の交付対象者（以下「当選者」という。）とする。
- 2 当選者が提出した交付申請書の取扱いは、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

（補欠）

- 第9条 市長は、前条により当選者とならなかった申請者を補欠として決定することができる。
- 2 市長は、前項により決定した補欠の数が一定数に達しない場合、終了日の翌日以降も

一定数に達する日まで補欠として交付申請書を受け付けることができる。

- 3 市長は、交付決定又は補助金交付額の確定の取消し、補助事業者による補助事業の中止等により補助金交付額の総額が予算の範囲内となる事由が生じた場合、補欠を予算の範囲内で補欠番号順に繰り上げ、当選者にすることができる。
- 4 補欠の取扱いは、別に定める。

(補助事業の着手日及び完了日)

第10条 補助事業者は、決定通知書に記載された交付決定日以降に補助事業に着手しなければならない。

- 2 交付申請書の提出前に着手された補助事業については、第7条第1項に規定する交付申請書の受付を行わないものとする。
- 3 第3条第1項第2号に定める補助事業に係る住宅を新築する場合、当該住宅の建築にかかる基礎工事は補助事業に含まれないものとする。
- 4 補助事業者は、別に定める日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業の完了日(以下「事業完了日」という。)は、第3条第1項第1号に定める補助事業においては当該太陽光発電設備に係る電力の受給開始日又は補助対象経費に係る工事完了日のうちいずれか遅い日とし、第3条第1項第2号に定める補助事業においては当該住宅の引渡日又は補助対象経費に係る工事完了日のいずれか遅い日とする。第3条第1項第3号に定める補助事業においては、第3条第1項第2号に定める補助事業の事業完了日に準ずる。第3条第1項第4号に定める補助事業においては、補助対象経費に係る工事完了日とする。

(補助事業者の変更)

第11条 補助事業者の死亡により補助事業を遂行することができない場合であって、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該補助事業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)が、補助事業者の地位の承継について市長の承認を受けようとするときは、速やかに市長に届け出、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に係る手続きについては、住宅等の低炭素化促進補助金に係る財産処分等の承認要領(以下「承認要領」という。)に定める対象システムの管理運用に関する変更等に係る手続きを準用する。

(計画の変更)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業に着手する前に計画変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に着手する前に計画変更承認申請書を提出できないやむを得ない事由があると市長が判断した場合はこの限りではない。

- (1) 補助金額が変更となる計画変更を行うとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に関し条件を付すことができる。
- 3 計画変更承認申請書は、郵送により提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 4 市長は、第1項の承認をしたときは、計画変更承認通知書（第5号様式）により補助事業者へ通知する。

（中止）

- 第13条 補助事業者は、補助事業の全部を中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 中止承認申請書は、郵送により提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
 - 3 市長は、第1項の承認をしたときは、中止承認通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知する。

（実績報告及び請求）

第14条 補助事業者は、補助事業（第3条第1項第2号及び第3号に定める補助事業を除く。）の完了後、30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、第3条第1項第2号及び第3号に定める補助事業については別に定める日までに、各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し実績報告書兼請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号に定める補助事業

- ア 補助事業者の住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書の写し（実績報告書兼請求書を受け付けた日前6か月以内のもの。個人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。）
- イ 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、蓄電システム及びHEMS設置状況を示すカラー写真
- ウ 蓄電システム及びHEMSが作動中であることを確認できるカラー写真（蓄電システムの作動を表示しているHEMS等の写真）
- エ 領収書等の写し（補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）
- オ 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し（集合住宅の所有者が対象システムを設置し、電力受給契約者が借借人である場合は、借借人名義のもの。この場合、借借人との部屋の賃貸借契約書の写しを添付しなければならない。電力受給契約を締結しない場合は不要）
- カ メーカー又はメーカーを代行する業者の発行する太陽電池モジュールの出力対比表（設置枚数分の製造番号及び太陽電池モジュールの実出力が記載されているもの）の写し。ただし、メーカーを代行する業者が発行する太陽電池モジュールの出力対比表を提出するときは、太陽電池モジュールに同梱されている製造番号表（製造番号と出力値が記載されているもの）の写しを添付しなければならない。
- キ パワーコンディショナのメーカー名、型式及び製造番号が確認できるもの（銘板

のカラー写真、保証書の写し、検査成績証の写し等)

ク 設置した蓄電システム及びHEMSの保証書等の写し（保証開始日、補助事業者の氏名及び型番が確認できるもの）

ケ 「なごや太陽光倶楽部」実績報告モニター用エントリーシート（モニターに選出された場合に限る。）

コ 非常用コンセントの設置状況を示すカラー写真及び非常用コンセントを居住者に周知したことが分かるもの（自立運転機能を備えた対象システムを集合住宅に設置した場合に限る。）

サ その他市長が必要と認める書類

(2) 第3条第1項第2号に定める補助事業

ア 補助事業者の住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書の写し（補助事業に係る住宅の住所所在地のもので、発行日が実績報告書兼請求書を受け付けた日前6か月以内のもの。個人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。）

イ 法人の登記事項証明書（補助事業に係る住宅の住所所在地のもので、発行日が実績報告書兼請求書を受け付けた日前6か月以内のもの。法人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。）

ウ 住宅全体のカラー写真

エ 住宅の引渡証明書等の当該住宅の引渡日が確認できる書類

オ 領収書等の写し（補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）

カ 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し

キ 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの設置状況を示すカラー写真

ク 設置された太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図

ケ メーカー又はメーカーを代行する業者の発行する太陽電池モジュールの出力対比表（設置枚数分の製造番号及び太陽電池モジュールの実出力が記載されているもの）の写し。ただし、メーカーを代行する業者が発行する太陽電池モジュールの出力対比表を提出するときは、太陽電池モジュールに同梱されている製造番号表（製造番号と出力値が記載されているもの）の写しを添付しなければならない。

コ パワーコンディショナのメーカー名、型式及び製造番号が確認できるもの（銘板のカラー写真、保証書の写し、検査成績証の写し等）

サ 国ZEH支援事業の完了実績報告書の写し又はこれと同等と認められる書類

シ 国ZEH支援事業の補助金交付額確定通知書等の写し（国ZEH支援事業の額確定を受けたことが分かる書類）

ス BELS評価書等の写し（省エネ性能表示制度及びその表示に関する評価書）

セ 「なごや太陽光倶楽部」実績報告モニター用エントリーシート（モニターに選出された場合に限る。）

ソ その他市長が必要と認める書類

(3) 第3条第1項第3号に定める補助事業

ア 領収書等の写し（補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの。）

第2号オに定める書類と同一の場合は不要)

イ 蓄電システムの設置状況を示すカラー写真

ウ 設置した蓄電システムの保証書等の写し（保証開始日、補助事業者の氏名及び型番が確認できるもの）

エ 蓄電システムが作動中であることを確認できるカラー写真（モニター、HEMS等の写真）

オ その他市長が必要と認める書類

(4) 第3条第1項第4号に定める補助事業

ア 補助事業者の住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書の写し（実績報告書兼請求書を受け付けた日前6か月以内のもの。個人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。）

イ 領収書等の写し（補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）

ウ 太陽光発電設備が写っている屋根面等の写真、又は電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し（太陽光発電設備が設置されていることが証明できるもの）

エ V2Hの設置状況を示すカラー写真

オ 設置したV2Hの保証書等の写し（保証開始日、補助事業者の氏名及び型式が確認できるもの）

カ その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号カに定める書類について、やむを得ない理由により別に定める日までに提出できないと認められる場合は、提出期限を延長することができる。

3 実績報告書兼請求書は、郵送により提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、受け付けた実績報告書兼請求書について、速やかにその内容を審査し、補助金交付額を確定するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前項の補助金交付額を確定した日から原則30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

（現地調査等）

第17条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（取得財産等の管理）

第18条 補助事業者は、対象システムを次の各号に掲げる区分に応じた期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らな

なければならない。

- (1) 太陽光発電設備、蓄電システム及びHEMS 事業完了日から6年間
 - (2) ZEH及びZEH+を構成する設備 事業完了日から6年間
 - (3) V2H 事業完了日から5年間
- 2 補助事業者は、対象システム及び補助事業に係る住宅を、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分その他の処分（以下「財産処分」という。）をしてはならない。ただし、前項に定められた期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、前項の規定にかかわらず補助事業者の責に帰することのできない事由により第1項に定められた期間内に当該対象システムを処分した場合には、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 補助事業者等は、第1項に定められた期間内に対象システム及び補助事業に係る住宅の適正な運用を図る上で必要な管理及び運用に関する変更を行う場合は、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第2項から第4項に係る手続きについては、承認要領に定める。

（交付決定及び補助金交付額の確定の取消し）

- 第19条 市長は、補助事業者が本要綱に違反した場合、交付決定を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、第15条に規定する補助金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により取消しをした場合、補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の返還及び加算金・延滞金）

- 第20条 市長は、前条第1項の規定により取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、財産処分を承認しようとするときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。
- 3 第1項又は第2項の規定による補助金の返還に係る加算金及び延滞金については、名古屋市補助金等交付規則第20条の規定を準用する。

（個人情報に関する事項）

- 第21条 市長が事務の執行にあたり補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き次の目的に使用する。
- (1) 補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）
 - (2) 本市が実施するCO₂排出削減事業及び調査業務（当該事業及び業務では、取得した個人情報を市が指定する外部機関に提供することがある。）
 - (3) 地球温暖化防止等に関する資料の送付
- 2 本補助事業において補助事業者等から提出された交付申請書、実績報告書兼請求書及

び添付された書類等は返却しない（市長が必要と認める場合を除く。）。

（協力）

第 22 条 市長は、補助事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 家庭における省エネルギー活動の実践
- (2) 対象システムの導入状況及び地球温暖化防止等に関するアンケート
- (3) その他市長が協力を依頼する事項

（なごや太陽光倶楽部への入会）

第 23 条 第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める補助事業者（法人等を除く。）は、「なごや太陽光倶楽部」に入会しなければならない。また、市からモニターの依頼があったときは、発電量や売電量等について本市に報告を行わなければならない。

（委任）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、住宅等の低炭素化促進補助金事務取扱要領で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金交付要綱の廃止）
- 2 名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 施行日前に旧名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金交付要綱の規定により太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けた補助事業者は、本要綱の規定により補助金の交付を受けたものとみなす。

（経過措置）

- 4 施行日以前に旧名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金交付要綱の規定により交付を受けた太陽熱利用設備についての同要綱第 16 条から第 21 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項、第 1 号様式及び第 6 号様式（日本産業規格に係る部分に限る。）の改正規定は平成 31 年 7 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。